

富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト 富士山麓地域協議会 設置要綱

(目的)

第1条 国立公園の美しい自然を活かし、より上質な体験を提供することにより、世界水準の「ナショナルパーク」へと改革していく国立公園満喫プロジェクトを富士箱根伊豆国立公園箱根地域において推進するための具体的なプログラム(以下「ステップアッププログラム 2025」という。)を策定し、実施していくことを目的に、関係機関の相互の連携を図るため、富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト富士山麓地域協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、以下に掲げる事項を協議する。

- (1) 富士箱根伊豆国立公園富士山麓地域における国立公園満喫プロジェクトの推進に関する事項。
- (2) 「ステップアッププログラム 2025」の策定及び実施に関する事項。
- (3) その他、第2条の目的を達成するために必要と認められる事項。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等をもって構成する。

- 2 協議会は、別表2に掲げるオブザーバーを置く。

(運営)

第4条 会議は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 議事は、事務局において進行する。
- 3 協議会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。
- 4 協議会は、必要に応じてアドバイザーを招集することができる。

(議事等の公開)

第5条 協議会の議事については、議事要旨を公開するものとする。

- 2 協議会及びその配布資料については、原則として公開とするが、事務局の判断でその全部または一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

(別表1)

第3条第1項 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト富士山麓地域協議会 構成員

区分	機関・団体	部署
事業者	富士山登山学校ごうりき（（株）合力）	
	富士北麓ユニバーサルアドベンチャーツーリズム協議会	
	休暇村富士	
	精進レークホテル	
	富士急行株式会社	
観光協会・NPO等	（一社）富士五湖観光連盟	
	（一社）山中湖観光協会	
	本栖湖みらいプロジェクト	
	本栖湖西部観光協会	
	（公社）富士宮市観光協会	
	（公社）静岡県観光協会	
	NPO 法人富士山クラブ	
	NPO 法人ホールアース研究所	
	（一社）富士の国やまなし通訳案内士会	
	（一社）マウントフジトレイルクラブ	
	（一社）エコロジック	
	富士山アウトドアミュージアム	
富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合		
研究機関	山梨県富士山科学研究所	
市町村	富士吉田市	富士山課
	富士河口湖町	観光課
	鳴沢村	企画課
	山中湖村	観光課
	富士宮市	観光課
	富士市	交流観光課
県	山梨県	観光文化部
	静岡県	スポーツ・文化・観光部観光交流局観光政策課
国	環境省	関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所

(別表2)

第3条第2項 富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト富士山麓地域協議会 オブザーバー

国	国土交通省	関東運輸局観光部観光地域振興課
		中部運輸局観光部観光地域振興課
		関東地方整備局企画部広域計画課
		中部地方整備局企画部企画課
	林野庁	関東森林管理局静岡森林管理署